

八戸市立北稜中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめは、どの学校でも起こりうるものである。いじめの問題を未然に防止するとともに、早期発見に努める。いじめ又はいじめの兆候を発見した場合は、直ちに組織的に対処する。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等の対策を行う。

(2) いじめとは

生徒に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの防止等に関する校内体制及び取組

(1) 校内体制

いじめ防止対策委員会を設置し、年間をとおして定期的な情報交換を行い、予防及び早期発見に努める。

いじめ又はいじめの疑いが発生した場合は、迅速に対処するとともに、関係各機関等へ連絡及び調整を行う。

(2) いじめ防止対策委員会の構成

いじめ防止対策委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、学年主任で構成する。ただし、いじめの事案により柔軟に検討し、校長が任命する。

(3) 取組

① 平常時

- ・いじめ防止のための年間計画作成、実施、評価、修正
- ・学級担任との連絡、報告及び支援
- ・生徒、保護者、地域、関係機関との連携及び情報収集

② いじめ発生時

- ・いじめ防止対策委員会の開催
- ・関係機関との連携及び八戸市教育委員会への報告
- ・事実確認、情報収集及び情報の共有
- ・いじめを受けた生徒（及びその保護者）の安全及び安心の保証
- ・いじめた生徒（及びその保護者）の事実確認、いじめた行為の追及

③重大事態発生時

- ・いじめ防止対策委員会の開催
- ・関係機関との連携及び八戸市教育委員会への報告
- ・事実確認、情報収集及び情報の共有
- ・いじめを受けた生徒（及びその保護者）の安全及び安心の保証
- ・いじめた生徒（及びその保護者）の事実確認、いじめた行為の追及
- ・一般生徒等へのメンタルヘルスケア等を実施して不安の解消

3 いじめの未然防止

いじめを未然に防ぐためには、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自尊感情の育成等に努めることが重要である。

4 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒の些細な変化に気付く力を高めることが必要である。

- ・学期毎に1回の定期的なアンケートを実施すると同時に、必要に応じて臨時アンケートも行う。
- ・学期毎に学級担任による教育相談を実施する。

5 地域や家庭との連携

地域で生徒を見守るため、学校と地域の連携を図る。

- ・根岸地域の自主団体や自主グループによるボランティア活動を統合した「アスネットねぎし」との連携を進める。
- ・地域学校連携協議会で、生徒に関する情報交換を定期的実施する。
- ・地区青少協等の諸団体と連携し、校外における生徒の状況を把握する。